

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市建設工事に関する契約規則(平成17年松江市規則第59号)に定めるもののほか、災害その他やむを得ない理由で緊急に工事を実施する必要が生じ、かつ、時間的に正規の入札及び契約等を執行する時間的余裕がない場合における事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(緊急工事執行伺)

第2条 主管課長は、前条に規定する工事を実施しようとするときは、緊急工事執行伺(様式第1号)の決裁を得るものとする。この場合において当該伺は、主管部課内のみとする。

2 前項の緊急工事執行伺により工事を実施しようとする場合においては、当該工事に係る予算の残額があるものでなければならない。

(工事施行依頼書)

第3条 主管課長は、緊急工事執行伺の決裁後、工事施行依頼書(様式第2号)を指定業者に手交し、速やかに工事を執行させるものとする。

(支出負担行為伺)

第4条 起案者は、前条に規定する手続が完了後速やかに設計書を作成するとともに施行業者より見積書を徴し、査定の上緊急工事執行伺を添付して当該伺の起案日付により支出負担行為伺を起案しなければならない。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月30日松江市訓令第1号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日松江市訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

起案 年 月 日
 決裁 年 月 日

主 管
課 係

副市長	部長	課長	庶務係長	担当	係長	起案者
緊急工事執行伺						
災害対策工事 応急工事 のため、別紙工事施行依頼書により緊急工事を実施して差し支えないか。						
記						
工事名				しゅん工 予定日		
施行場所	町			担当者		
指定業者				予定工事額		
指定業者 選定理由						
会計年度			予算残額			
支出費目	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
施行理由						

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

様

松江市長 氏名 印

工 事 施 行 依 頼 書

災害対策
応急工事 のため、下記の工事の施行を依頼いたします。

記

工 事 名		しゅん工 予 定 日	・
施 行 場 所	町	担 当 者	
工事概要			